

「JASSO 支援金」のご案内

自然災害等により、居住する住宅に半壊以上の被害を受けた学生を対象に、「JASSO 支援金」が新たに創設されました。

＜申請資格＞ 以下1～3の全てに該当するかが対象となります。

1. 美術・音楽・映像に在学中の学部学生・修士学生・博士学生・別科学生(外国人留学生も含む)。

2. 平成 26 年 7 月 1 日以降に発生した自然災害等により、学生が居住する住宅(学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ)に「半壊」以上の被害(全壊・半壊・全焼・半焼・全流出・半流出・全埋没・半埋没・床上浸水)を受けた場合。または、自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 ヶ月以上継続した場合。

3. 学修に意欲があり、最短修業年限で学業を確実に修了できる見込がある者(成績不振による留年中の者は対象外)。

※平成 26 年 6 月以前の災害に遭われた方は対象外になります。また、対象期間内でも、休学期間中の被災は対象外です。

※同一の災害につき、申請は 1 回までです。

※日本学生支援機構奨学金や、他団体の経済的支援を受けていても申請可能です。

＜支給額＞ 10 万円 ※返還不要

＜申請の期限＞

平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までに発生した災害に遭われた方は、平成 27 年 1 月 16 日(金)16 時までにご連絡ください。それより後は申請することができません。

平成 26 年 10 月 1 日以降の災害は、3 ヶ月以内かつ在学期間中に申請するようにしてください。

申請希望者は、学生支援課奨学係までお問い合わせください。申請手続について説明します。

奨学係の連絡先 Tel: 050-5525-2069 または 2070
E-Mail: syogaku@ml.geidai.ac.jp